

豊中市立中学校の部活動に係る方針

本方針策定の趣旨

中学校及び義務教育学校（以下、まとめて「中学校等」という。）における部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。一方、これまで部活動は教師による献身的な取組の下で成り立ってきたが、週休日の対応等を含め、在校等時間が長くなる要因であることや、指導経験の十分でない教師にとっては精神的な負担であることが見受けられることから、生徒にとっても望ましい指導とは言い切れない状況が散見されていた。そのため、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要である。

部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、本市立中学校等に通う生徒にとって望ましい部活動が持続的に展開できるよう、部活動指導員や部活動指導協力者の配置を進めてきた。また令和5年度より、教育委員会や市長部局をはじめ、学校や関係団体等との連携強化を図り、配置校・部員数の少ない種目から地域移行に係る取組を進めている。

生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員の勤務時間管理及び健康管理の観点から踏まえ「豊中市立各中学校におけるノークラブデー（部活動休業日）について（豊教学第344号 平成29年（2017年）11月29日付）」を発出し、試行期間を経て、平成30年（2018年）4月1日よりノークラブデー（部活休養日）をすでに実施している。

今回の方針改訂は、本市立中学校等における生徒の健康面での過度な負担や教職員の長時間勤務の一層の縮減を推し進めるという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動については、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図り、文化部活動については、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めること。その際、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 部活動は教職員が自主的に行うものである。また、部活動は教育課程外の学校教育活動であることから、部活動を教職員が担当するか否かは教職員の自由意思によるものである。よって校長が職務命令を出すことはできない。また、部活動は学校全体の職務に支障がないようにしなければならない。

1 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

ア 豊中市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラ

イン」及び大阪府教育委員会の「大阪府部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「豊中市立中学校の部活動に係る方針（以下「本方針」という。）」を策定する。

イ 校長は、「本方針」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」等を策定し、公表する。

ウ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。また、必要に応じて、教育委員会に報告しなければならない。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関わりについて、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年（2017 年）12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年（2018 年）2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

（１）適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文科科学省）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 部活動顧問及び部活動指導員（以下「部活動顧問等」という。）は、トレーニング効果や生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生徒の体力及び芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、部活動顧問等は各部活動におけるトレーニング等の考え方や学校の策定した「学校の部活動に係る活動方針」について、その趣旨・目的や内容を外部指導者に対して情報共有し、生徒への適切な指導を徹底する。

ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を踏まえ、気象庁の高温注意情報や環境省の熱中症予防サイト等を参考に、状況によっては活動を原則中止にする等、適切に対応する。

（2）体罰・ハラスメント等、子どもの人権を侵害する行為の禁止の徹底

公教育においては子どもの人権を守る観点から生徒同士のいじめや大人からの体罰・ハラスメント等を始め、あらゆる人権侵害から子どもを守らなければならない。

学校部活動においても、教育活動の一環として行われるものであり子どもの人権を尊重した活動であることが求められる。

特に、部活動顧問等が指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、あらゆる体罰が禁止されている。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。さらに、生徒と教員、子どもと大人という圧倒的な力関係が存在することを利用して、高圧的な言動の他、様々な手段を講じて生徒の自由意思を強く拘束する行為は、「生徒の自主的・自発的な参加」であるべき部活動の在り方を否定し生徒に精神的苦痛を与える許されない行為である。

これら体罰・ハラスメント・生徒の自由意思を強く拘束する行為は、子どもの人権を侵害する行為であり禁止である。また、こういった行為は、直接被害を受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪影響を及ぼすことになる。校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の指導において体罰等を厳しい指導と称して正当化することは誤りであり、決して許されない行為であるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底すること。なお、前述の生徒の心身の健康管理や事故防止を含め、学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

3 適切な休養日（ノークラブデー）及び活動時間の設定

部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、以下を基準とする。

【休養日（ノークラブデー）】

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替える。（休養日の振り替えは、本来クラブ活動を実施予定としていた日に振り替える。定期テスト前、市教研等、元々クラブ活動が実施されない日への振り替えはできない。）
- ・長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

【活動時間】

- ・1日の活動時間は、長くとも学期中の平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末及び祝日を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。